

---

◇泉 美和子 君

○議長（森元淑雄君） 次に、10番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（10番 泉 美和子君 登壇）

○10番（泉 美和子君） 通告に基づき一般質問いたします。

はじめに、物価高騰対策について伺います。

深刻な物価高騰に住民の暮らしと営業が脅かされています。農家の方々は、肥料代や飼料代などの高騰によりさらに経営が厳しくなっています。年金暮らしの人などからは、暖房を少しでも節約しようと厚着をして辛抱しているという声を聞きました。また、オール電化住宅世帯などでは、電気料が今までの倍になって本当に大変だ、これ以上上がったらどこを切り詰めたらよいのかといった声が出されています。

重要な生活のインフラの一つである電気代の高騰は、食料品をはじめとした物価高騰と相まって一般家庭や事業者に重い負担としてのしかかっています。町では、これまでも国、県の支援策とともに独自の取組も行ってきましたが、新年度においてもより一層の支援策を望むものです。

物価高騰で経営が困難になっている小規模事業者や農家に対して、町独自の支援をより一層進めるべきと思いますが、お考えをお伺いいたします。

また、所得金額にかかわらず、町民一人一人に行き届く町独自の経済支援を行うよう求めるものですが、見解をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

これまで町では、新型コロナウイルス感染症に伴う影響や物価変動に対する影響に対して、産業振興や生活者支援の観点で各般の取組を展開してきたことは議員ご存じのところですが、その財源については基本的に国の交付金を財源としており、各種施策は国の方針に沿った支援内容とし展開してきたところです。

ご質問の今後の支援についてですが、今年5月に新型コロナウイルス感染症が感染症法上の位置づけが変更されることから、今後、経済活動は現在よりも活発化してくるものと見込まれます。また、その結果は徐々に広く社会に反映されてくるものと見込んでおります。

そのため、現時点では、商工業については、美郷町中小企業振興条例等を踏まえた各種支援を

継続するとともに、農業については、サキホコレの作付支援を図りつつ、町独自である春肥へのかさ上げ支援や、圃場整備を含む経営多角化や経営複合化などを促進する各種支援を継続して展開してまいりたいと考えております。

生活者支援については、妊娠、出産されたご家庭には、これまでの町の支援に加え、今般、国や県からも応援金や給付金が支給されるとともに、小中学校の児童生徒がいるご家庭には、給食食材に対して町が支援することでご家庭の給食費を増嵩させないよう、令和5年度は支援策を講じてまいりたいと存じます。また、自動車運転免許証を持たない高齢者には、一般タクシーやバスにも利用できる助成券を交付することで、支援策を充実させてまいりたいと存じます。

なお、物価高騰対策については、現在、国が予備費を活用した支援について総理大臣が検討を指示している旨の報道がありますので、産業振興並びに生活者支援については、その方針が決定した段階で、財源措置の規模や国の支援方針等を踏まえ、迅速に検討してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○10番（泉 美和子君） 国の方針を踏まえて今後の生活支援などを検討していくという、経済支援などを検討していくということでもありますけれども、今、本当に住民の方々からなんでも上がって本当に大変だという声は町長も直接お聞きしていることとは思いますが、とりわけ電気料の値上げは本当に切実です。さらにまた4月から上がるという報道もありますので、本当にどうなるんだろうというのが今みんな不安に思っていると思います。

それで、石川県の小松市というところでは電気代の値上がり分の補助をすると。これは一般家庭にではなくて中小企業とか事業者に対して行うということでもありますけれども、こういう支援をぜひ一般家庭に対しても行っていただきたいものだ。なかなかこういう直接支援というのは厳しいことかと思えますけれども、今本当に切実なのは、こうした電気代などの直接支援ではないかと思えます。その点について町長に伺います。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

石川県の某市の事例と同様に、美郷町でも事業者に対して燃油高騰に伴う支援あるいは電気代高騰に伴う支援を既に実施しております。そして、その上で一般家庭にもというお話ですが、先ほど申しましたとおり、総理大臣が現在の物価高騰に対する対策を検討を指示しておりますの

で、その内容並びに国の財源がどういう規模であるのかを踏まえて検討してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再々質問、ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移ってください。

○10番（泉 美和子君） 新型コロナ対策についてお伺いいたします。

国は、新型コロナウイルス感染症を5類に引き下げる方針を決定し、感染対策や検査、治療への公的支援を後退させようとしています。今月10日、新型コロナの政府対策本部は、実施日の5月8日から現在は無料としている検査や外来・入院時の費用に患者負担を求め、コロナ患者に対応する医療機関への財政支援は大半を縮小すると決めました。

しかし、5類に変更してもコロナの性質は変わるわけではなく、医療費の自己負担増や検査・医療支援等の縮小は、受診抑制が起これ、新たな感染爆発や医療崩壊、保健所逼迫などにつながるものが危惧されるものです。コロナの被害が減っていけば対策が縮小されることはあり得ますが、今のタイミングでいいのか、科学的知見に基づいた慎重な議論が必要ではないでしょうか。

公的責任の縮小ではなく、医療体制の拡充・強化が必要だと思いますが、町長はこのたびの国の5類への見直しをどのように受け止めているのか、見解をお伺いいたします。

住民の命と暮らしを守る立場から、負担増や検査・医療支援等の縮小廃止ではなく、継続・強化をするよう、町として国や県に求めていくべきではないでしょうか。また、町独自の対応も必要ではないかと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

国は、1月20日、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけを季節性インフルエンザと同等の5類に見直す方針を決定し、移行に向けた検討を開始しました。その後、専門家の議論を踏まえ、1月27日に国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、5月8日より感染法上の5類感染症に位置づけることを決定し、これまで講じてきた各種の政策、措置について見直しを行うとしております。

この見直し方針を受け、全国町村会では、今後の具体的な政策等の検討に当たって、町村や医療機関等の現場における混乱や住民の不安を招くことがないように、激変緩和に対する措置や十分な準備期間及び周知期間の確保等を講じることが重要であるとし、新型コロナウイルスワクチン

接種、医療提供体制及び今後の感染対策等について、2月2日、新型コロナウイルス感染症の位置づけに関する緊急要望を関係府省に提出しており、町としては、全国町村会と同じ認識、見解に立っております。

また、全国知事会でも、医療費等の公費負担、入院・外来や宿泊療養等の保健・医療体制、基本的な感染対策など十分に準備期間を設けた上で、財政措置を含めて激変緩和するための適切な経過措置を講じながら段階的に移行していく必要があること、国においては、国民や保健・医療の現場に混乱を生じさせず、国民の生命及び健康を守りながら円滑に移行させるため、現場の声を十分に踏まえた上での早期に具体的な方針を示すとともに、万全の対策を講じるものとし、2月13日には国と全国知事会で意見交換が行われております。

こうしたことを踏まえた結果と存じますが、国ではその後、3月10日、先ほど議員もご紹介ありましたが、感染法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について決定し、医療提供体制については、幅広い医療機関で新型コロナウイルス感染症の患者が受診できる医療体制に向けて必要となる感染対策や準備を講じつつ、国民の安心を確保しながら段階的に移行することとしており、入院・外来の医療費については、急激な負担増が生じないように、自己負担分に係る一定の公費支援について期限を区切って継続することとしております。

このたびの見直しは、感染法上の位置づけの変更により他の疾病との公平性を考慮したものであり、急激な自己負担増を避ける措置も講じられることから、町が検査・医療支援等の継続・強化について改めて国や県へ求めることや、町独自の対応を検討することは現状はいたしませんので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○10番（泉 美和子君） 一定の入院などの場合に支援もあるということですが、報道では9月末までだという期限つきであります。その後のことは全く国が責任を放棄するのではないのかなというふうに私は思ったわけですが、5類に引き下げた後、全て自己責任というような、今の政府の方針を見ているとそのように感じるんですけれども、これではあまりに住民負担が大き過ぎるのではないかと、この点は町長はどのように思っているのかということをお伺いします。

それから、これまで感染症は国、県の対応ということでしたけれども、これがもうインフルエンザ並みにということになると、やっぱり自治体の責任といいますか、住民の命と暮らしを守る

という立場から地方自治体の役割というのがすごく逆に大きくなっていくのではないかと思いますけれども、そういう点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

国の方針については、現在の状況が今後も推移した場合という前提つきであるというふうに私は認識しております。総理大臣も国会においてそうした旨を理解できるような答弁をしていることを聞いたことがありますので、議員がおっしゃった9月末までというのは現在の状況が推移した場合ということであると思いますので、今後、どういう状況変化、あるいはどういう状況推移によるかによって、国の対応は変わってくるものではないかというふうに認識しています。

町としては、そうした国全体の流れを踏まえつつ、町としての今後の検討をということでありますので、現段階で明確な言及はできないことにご理解をお願いいたします。

また、地方自治体の役割については、先ほど答弁でも述べましたが、ほかの疾病との公平性という部分を踏まえた国の見直しであるとするならば、町としてもそれを受け止めた考え方にするべきであるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「はい」の声あり）泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○10番（泉 美和子君） 他の疾病を踏まえた公平性というところのことですけれども、今町長がおっしゃった。感染症に限らず、まず病気は早期発見・早期治療、そして早く治療をして医療費を抑えていくということだと思いますけれども、コロナでもこれが重症化していくとますます逆に医療費の負担がかかっていくのではないかと、そういうことをまず一つ思うんですけれども、こういうことからすると、コロナは決して、何というか、インフルエンザと同等に下げられても安心できない。治療薬が大きくインフルエンザのように広まっているわけでもありませんし、高額な薬だということ。そういうことなどを考えると、国のやり方は早急なのではないかと私は、他の疾病を踏まえたというところではちょっと国のやり方は早急過ぎるのではないかと思いますので、その点をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再々質問にお答えいたします。

ウイルス疾病に対してどのような対処、早期発見ができるのかというのは非常に困難が伴うのではないかと存じますが、私は専門家ではありませんので責任ある答弁はできませんが、国のほう

において専門家が検討した結果として現在の状況に至っているということを、私は自治体としては受け止めるべきではないかというふうに認識しております。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 一般質問途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

（午前10時59分）

---

（午前11時08分）

○議長（森元淑雄君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

それでは、次の質問に移ってください。

○10番（泉 美和子君） 国保税の引下げについて質問いたします。

コロナ禍の影響に加え、物価高騰が国保加入世帯の家計を直撃しています。高過ぎる国保税は住民の命と暮らしを脅かす問題であり、深刻な物価高騰がさらに追い打ちをかけています。こういうときだからこそ、住民の命と暮らしを守る立場に立ち、あらゆる財政措置で国保税を引き下げるべきではないでしょうか。

以前の質問に対し町長は、国民健康保険の構造的な課題は認識しているとしつつも、一般会計からの繰入れについては、県国民健康保険運営方針に決算補填を目的とした一般会計からの法定外繰入れの解消及び削減を推進すると明記されているので、町単独の繰入れは適切ではないと述べられました。

しかし、国保の都道府県化実施後も、地方自治体の原則に基づき自治体の判断で一般会計から国保会計への公費繰入れができることは、医療保険改革法の国会審議に際し、厚労省も「一般会計からの繰入れをどうするかということについては、それぞれの自治体でご判断をいただく。これを制度によって禁止するというふうなことは考えていない」と答えています。決してできないわけではありません。

住民の暮らしが厳しさを増しています。新年度、ぜひ国保税の引下げを実施するよう求めるものですが、見解をお伺いいたします。

あわせて、子供の均等割の減免について、これまでも求めてきましたが、子育て支援充実の立場からも、ぜひとも18歳まで拡大し、国保加入者の負担軽減を図るべきと思いますが、見解をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

国民健康保険は平成30年度に制度改正が行われ、財政運営の責任主体が市町村から県に変更になり、市町村が医療機関に支払う医療費は、県から市町村に普通交付金として交付されます。その普通交付金の財源は市町村が県に納める国民健康保険事業費納付金で、その納付金を県に納めるため、市町村は毎年5月に、被保険者数や前年所得などを基に国民健康保険税率を試算し、その年度に必要な額を確保できるように賦課しております。現在の税率は、平成28年度に引下げを行い、令和元年度の資産割廃止以降、現在まで税率の変更不要の状況で推移してきております。

町の国民健康保険特別会計については、コロナ禍による経済情勢の悪化や農業者の所得減少、医療費増嵩などで、繰越額は毎年度減少傾向にあります。そのため、保険税率については、今後の動向を見極めつつ、国民健康保険財政の安定的運営の観点から試算を行い、慎重に判断してまいりたいというのが町の姿勢です。

次に、国民健康保険税の均等割については、加入者に均等に課税されるもので、家族が増えると保険税の負担も増える仕組みとなっております。その中で、低所得者に対する均等割及び平等割の軽減として7割、5割、2割を軽減する措置があり、さらに、令和4年4月からは国の制度として、小学校入学前の未就学児に対する均等割を世帯の所得に応じて最大8.5割まで軽減する措置が講じられております。

ご質問の子供の国民健康保険税均等割の減免についてですが、国民健康保険に加入している18歳までの子供を対象に均等割を軽減することは、現在制度化されておられませんし、県内でも実施している市町村はありません。仮に、現行制度で市町村が独自に議員ご提案の子供に対する均等割軽減を実施した場合、軽減相当額はほかの加入者の負担となり、子供のいない世帯は増額となってしまう可能性があります。

子供の均等割軽減は、本来、国の制度設計と財政負担の下、国の施策として統一的に実施されるべきものと考えており、これまで県町村会を通じ、子供に係る均等割保険税について、国の負担割合を引き上げること、そして対象範囲を拡大することを要望してきておりますが、引き続き県町村会を通じ国に働きかけてまいりたいと存じます。

なお、町としては、福祉医療制度による子供の医療費助成により子育て世帯に向けた支援を実施しており、今後もそうした制度は適切に展開してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○10番（泉 美和子君） これまでと同じご答弁ですけれども、率直に1つ伺います。子供の均等割についてですけれども、収入のない子供にまで税がかけられるという、こういう制度については本当にむごいことだと思うんですけれども、いろいろな軽減措置があるとおっしゃるかもしれませんが、その点について町長はどのように思っているのかお伺いします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁でも触れましたが、国民健康保険制度自体が国の制度でありまして、議員再質問の子供の均等割、収入がない子供に対して賦課するということについてはいかがかという話がありますが、国の制度である以上、致し方ないのではないかというふうに認識しております。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「はい」の声あり）泉 美和子君の再々質問を許可いたします。

○10番（泉 美和子君） 国の制度でということでもありますけれども、国の制度が本当に大変住民負担になっている。そういう国のよくない部分をやっぱり地方自治体が補って住民の暮らしを守っていく立場に立つ、そういうことが今本当にまたこういう経済情勢の下では求められているし、大事なことで、ぜひ美郷町はそういう立場で県内で初めてこういう制度を実施していただきたいものだと思っておりますけれども、重ねて町長のご答弁をお願いします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再々質問にお答えいたします。

国民健康保険制度に対する私の認識は基本的に制度設計並びに財政負担も国の施策として統一的に実施されるべきものということについては、初回答弁で申し上げました。でありますので、国全体として考え方あるいは仕組みを検討してもらうように、先ほどの答弁でも申しましたが、県町村会を通じ国に働きかけてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（森元淑雄君） これで、泉 美和子君の一般質問を終わります。